

## 半田市心身障がい小中学生入学祝金支給要綱

### (趣 旨)

**第1条** この要綱は、心身に障がいのある障がい児が、小学校及び中学校に入学することをお祝いし、入学に要する必需品等購入資金の一助を図ることを目的とする。

### (対象者)

**第2条** この要綱による入学祝金の支給対象者は、学校教育法に定める小学校、中学校及び特別支援学校に入学する身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持する心身障がい児であって、当該入学する年度の4月1日に市内に住所を有するものとする。

### (申請手続)

**第3条** 入学祝金の支給を受けようとする者は、その保護者によって、半田市心身障がい小中学生入学祝金支給申請書(様式第1)を市長に提出するものとする。

2 申請の期間は、4月20日までとする。

### (入学祝金支給の決定)

**第4条** 市長は、前条の申請に基づき、その事実を調査し、支給の適否を決定する。

2 市長は、入学祝金の支給を決定したときは、半田市心身障がい小中学生入学祝金支給決定通知書(様式第2)を申請者に交付する。

### (入学祝金の支給)

**第5条** 入学祝金の支給決定を受けた者に対する入学祝金は5月末日までに支給するものとする。

2 入学祝金の額は、市長が別に定めるものとする。

3 入学祝金の請求は、半田市心身障がい小中学生入学祝金請求書(様式第3)により入学祝金支給決定後14日以内に行うものとする。

4 入学祝金の支給は、申請者の指定する金融機関の預金口座へ口座振替の方法で行うものとする。

### (委 任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

## 半田市心身障がい小中学生入学祝金支給申請書

年 月 日

半田市長 殿

保護者 住所

氏名

次のとおり心身障がい小中学生入学祝金を申請します。

入 学 児 童	氏 名		生年月日	年 月 日	
	入 学 校 名				
	身体障がい者 手帳番号	第 号	障がい程度	級	
	療育手帳 番 号	第 号	障がい程度	判定	
	精神障がい者保健 福祉手帳番号	第 号	障がい程度	級	

様式第2（第4条関係）

## 半田市心身障がい小中学生入学祝金支給決定通知書

年 月 日

様

半田市長

次のとおり心身障がい小中学生入学祝金の支給を決定しましたので通知します。

入学児童	氏名		生年月日	年 月 日
	入学校名			
支給金額	円			
支給期日	年5月末日			
備考				

様式第3 (第5条関係)

## 半田市心身障がい小中学生入学祝金支給請求書

年 月 日

半田市長 殿

保護者 住所

氏名

次のとおり心身障がい小中学生入学祝金を請求します。

請求金額		円	
支払希望金融機関	銀行 信用金庫	本店 支店	普通 当座
	口座名義人	第 号	